

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 本県農業の持続的な発展を目指す上で、農業生産の基盤である農用地をいかに保全・確保していくかは、重要な施策課題のひとつです。

そのためにも、優良農地を集団的に保全するという方針の下に無秩序な土地利用を防止する一方で、意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手、すなわち効率的かつ安定的な農業経営を営む者（個別経営体・組織経営体）に農用地の利用集積を進めていくことが必要となります。

目標年次におけるその利用集積の目標は、次に掲げるとおりです。

区 分	農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)
	ha	ha	%
水 田	69,000	48,000	70
畑	47,000	22,000	47
合 計	116,000	70,000	60

注1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稲については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注2) 目標年次は、おおむね10年後とする。

注3) 現状（令和3年度末時点）の農用地利用集積の状況について、農用地面積は122,700ha（水田72,700ha、畑50,100ha）、利用集積面積は34,578ha（水田22,443ha、畑12,135ha）、担い手への農地利用集積率は28.2%（水田30.9%、畑24.2%）である。

- 農用地の面的な集積は、農作業の効率を上げ、農業者の経営改善につながる重要な手法の一つであり、県は、第1の6で示した地域における農業生産の取組方向に則し、地域の実情に応じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積を優先して行うことを推進し、農業経営の改善を図ります。
- 県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ります。